

和歌山県立星林高等学校への転入学・編入学について

<転入学>

出願資格

- 1 . 高等学校全日制の相当学年に在学中の者
- 2 . 本校の教育課程の履修に支障がないと認められるもの
- 3 . 本校を志望する理由が明白なもの
- 4 . 一家転住等で、生活の本拠（住所）が和歌山県内にある者

出願手続

- 1 . 出願照会
出願しようとする者は、現在在学している学校長からの転学照会書、住民票抄本および成績証明書と履修単位を証明する資料(成績通知票等)を本校に提出すること
- 2 . 出願可否
提出書類に基づき出願の可否を判断し、本人および在学学校長に通知する
- 3 . 出願書類
出願者は次の書類を提出しなければならない
ア 転入学照会書（在学学校長の発行するもの）
イ 在学証明書（在学学校長の発行するもの）
ウ 転入学願（本校所定の様式による）
エ 成績証明書および履修単位認定書（成績証明書に付記してもよい）
オ 和歌山県内に生活の本拠(住所)を有することを証明する文書（住民票抄本等）
期日に間に合わない場合は保護者の転勤証明書等でもよい
- 4 . 学力検査および面接
ア 学力検査は原則として8月上旬、3月下旬に実施する
また、3学年への転入学については3月下旬のみとする
ただし、1 学年への転入学については、4月上旬にも実施することができる
イ 検査科目は、国語・数学・英語とする
ウ 検査実施日時、実施科目およびその出題範囲については出願者に通知する
エ 学力検査終了後、受検者に面接を行う
オ 転入学許可の発表日時等については、面接終了後、受検者に知らせる
カ 転入学許可後、履修科目の選択希望にそえない場合がある

<編入学>

出願資格

- 1 . 外国からの帰国者、過去に高等学校に在籍していた者、高等学校とは種類の異なる学校に在籍している者
- 2 . 本校の教育課程の履修に支障がないと認められる者
- 3 . 本校を志望する理由が明白なもの
- 4 . 生活の本拠（住所）が和歌山県内にある者

出願手続き

- 1 . 出願照会
出願しようとする者は、住民票抄本および履修単位証明書など取得単位を証明する資料を本校に提出すること
- 2 . 出願可否
提出書類に基づき出願の可否を判断し、本人に通知する
- 3 . 出願書類
出願者は次の書類を提出しなければならない
 - ア 編入学願（本校所定の様式による）
 - イ 在学証明書(在学学校長の発行するもの)もしくは卒業証明書等
 - ウ 成績証明書および履修単位認定書(成績証明書に付記してもよい)等
 - エ 和歌山県内に生活の本拠(住所)を有することを証明する文書（住民票抄本等）
- 4 . 学力検査および面接
 - ア 学力検査は原則として8月上旬、3月下旬に実施する
また、3学年への編入学については3月下旬のみとする
ただし、1学年への編入学については、4月上旬にも実施することができる
 - イ 検査科目は、国語・数学・英語とする
 - ウ 検査実施日時、実施科目およびその出題範囲については出願者に通知する
 - エ 学力検査終了後、受検者に面接を行う
 - オ 編入学許可の発表日時等については、面接終了後、受検者に知らせる
 - カ 編入学許可後、履修科目の選択希望にそえない場合がある